　　　　　　　　　　　　　　除草業務仕様書

１　業務名

　　令和５年度東紀州（紀南）防災拠点施設除草業務

２　業務内容

　(1) 実施場所敷地内の除草等を行う。（別添除草業務平面図記載のとおり。）

　(2) 除草方法は、資機材持込とし、草地及び樹木間の箇所を対象とする。

　(3) 除草・草刈は、肩掛式草刈機による草刈等とし、地表面平均１０ｃｍ程度以下と

　　 し、場所により適切に行うとともに、作業中は、人及び車等への飛び石に配慮し、

安全に十分注意すること。

　(4) 除草は、刈り残しのないよう作業を行うとともに、刈り取った草等については、

　　　周辺地に影響を及ぼすことのないよう、現地にて適切な処置をするものとする。

　(5) 作業にあたっては、現場責任者を定め、あらかじめ県の発注担当者と打合せのう

　　　え、作業を実施すること。

　(6) 作業にあたって、第三者への損害等を与えた場合は、速やかに発注担当者に報告

　　　するとともに、その処理解決にあたるものとする。

　(7) 業務の履行確認として、「写真管理」を行うものとする。

　　「写真管理」については、以下のとおりとする。

　　ア 業務写真はカラーとする。

　　イ 撮影場所は、業務全体が把握できるように数箇所とする。

　　ウ 撮影時は、作業前、作業中（実施状況）、作業完了後とし、同アングルで撮影

　　　 すること。

　(8) 本業務が完了したときは、遅延なく業務完了報告書を提出し、発注担当者の検査

　　　を受けなければならない。

３　履行期間

　　契約締結日から令和６年１月３１日（水）まで

４　履行場所

　　熊野市久生屋町地内　東紀州（紀南）広域防災拠点施設

　　作業面積：約２，４９１㎡

５ 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

　(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以

　　 下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとしま

す。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期

等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行う

こと。

　(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約

　　　からの暴力団等排除要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱

　　　に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

６　その他

　　本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注担当者と協議し、誠実に履

　行するものとする。